

葬祭組合告示第14号

平成26年2月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年1月28日

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合  
管 理 者 小 坂 泰 久

1. 日 時 平成26年2月7日（金）午後3時
2. 場 所 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合会議室（2階）

平成26年2月

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会会議録

○招集日時

平成26年2月7日（金曜日）午後3時

○招集場所

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 会議室（2階）

○出席議員（7名）

1番	高橋 絹子	四街道市議会選出
2番	冨塚 忠雄	佐倉市議会選出
3番	五十嵐 智美	佐倉市議会選出
4番	藤 和雄（議長）	佐倉市長
5番	佐渡 斉	四街道市長
6番	戸田 由紀子（副議長）	四街道市議会選出
7番	斉藤 博	酒々井町議会選出

○欠席議員（なし）

○議案説明のための出席者職氏名

管 理 者	小坂 泰久	酒々井町長
副 管 理 者	橋谷田 豊	酒々井町副町長
会 計 管 理 者	浅野 恵美子	酒々井町会計管理者
事 務 局 長	藤崎 泰宏	
事 務 局 次 長	清宮 高由起	

○構成市町出席職員

佐 倉 市	渡辺 尚明	環境部長
佐 倉 市	高橋 竹男	生活環境課長
四 街 道 市	杉山 毅	環境経済部長
四 街 道 市	黒田 弥	環境政策課長
酒 々 井 町	鈴木 正義	経済建設担当参事

○議会事務局出席職員

事 務 局 主 幹	藤方 英和
事 務 局 副 主 幹	中村 忍

○会期

平成26年2月7日（金曜日） 1日

○議事日程

平成26年2月7日（金曜日）午後3時開議

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案の上程、質疑、討論、採決
- 日程第5 発議案の上程、質疑、討論、採決

○議案

- 議案第1号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第2号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第3号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第4号 平成25年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算（第2号）
- 議案第5号 平成26年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計予算
- 発議案第1号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会会議規則の左横書き化等に関する規則制定について

---

◎開会の宣告

午後3時05分 開会

- 議長（藤 和雄） ただいまの出席議員は7名で、議員定数の過半数に達しております。よって、平成26年2月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会は成立いたしました。  
これより佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を開会いたします。
- 

◎諸般の報告

- 議長（藤 和雄） 日程第1、諸般の報告を行います。  
監査委員より定期監査及び例月出納検査の実施報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。
- 

◎会議録署名議員の指名

- 議長（藤 和雄） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員の指名は、会議規則第81条の規定により、五十嵐智美議員、戸田由紀子議員の両名を指名いたします。
- 

◎会期の決定

- 議長（藤 和雄） 日程第3、会期の決定を議題とします。  
お諮りいたします。本定例会の会期は、会議規則第5条第1項の規定により本日1日といたします。  
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤 和雄） ご異議なしと認めます。  
よって、会期は本日1日と決しました。
- 

◎議案の上程

- 議長（藤 和雄） 日程第4、議案を上程いたします。  
お諮りします。議案第1号から議案第5号までを一括議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤 和雄） 異議なしと認めます。  
よって、議案第1号から議案第5号までを一括議題とします。  
それでは、管理者に提案理由の説明を求めます。

- 管理者（小坂泰久） 議長。

- 議長（藤 和雄） 小坂管理者。

- 管理者（小坂泰久） 管理者の小坂でございます。本日ここに平成26年2月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多忙中にもかかわらず全員のご出席を賜りまして、本会議が成立しましたことに対しまして心からお礼を申し上げます。

初めに、このたび当組合管理者の任期満了に伴い、佐倉市長の蕨様、四街道市長の佐渡様との互選によりまして、引き続き私が務めさせていただくことになりましたので、本議会において改めましてご報告いたします。今後とも、地域住民福祉のため、皆様のお力をおかりしながら、より一層の努力を尽くしてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案5件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。千葉県人事委員会勧告等に準じまして、平成25年4月1日に遡及して、若年層一般職職員の給料表の引き上げをしようとするもの、また技能労務職職員の給料及び人材活用等の適正化を図るため、業務職給料表3級を平成27年3月31日をもって廃止しようとするものでございます。

次に、議案第2号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。平成25年4月から平成27年3月まで適用する一般職職員のうち、6級及び7級の管理職に対する給料減額の措置が退職手当に影響が及ばないことを明確にするため、所要の事項の整備を図ろうとするものでございます。

次に、議案第3号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。さくら斎場の使用料について、組合議会全員協議会での見直し検討の結果を踏まえまして、また平成26年4月からの消費税率の引き上げを踏まえて、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第4号 平成25年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算（第2号）でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億9,334万3,000円としようとするものでございます。

補正の主な内容を申し上げます。歳入につきましては、霊柩車売却に伴う物品売払収入の増額及び式場使用料を減額しようとするものでございます。歳出につきましては、年度末の各計数整理、入札・契約執行差金に伴う委託料、工事費等の減額及び光熱水費等、必要な経費並びに財源調整による財政調整基金の増額でございます。

次に、議案第5号 平成26年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計予算でございます。以下、その概要を申し上げます。平成26年度の歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ2億9,520万円でありまして、対前年度比370万円、約1.3%の増となっております。

主な内容について申し上げますと、歳入につきましては、組合の主たる財源であります構成市町からの負担金として2億1,260万5,000円、火葬場、式場などの使用料及び手数料が7,547万3,000円、基金繰入金が317万6,000円、繰越金350万円を計上しております。

次に、歳出について申し上げます。歳出の主な内容といたしまして、2款総務費関係につきましては一般職職員の人件費及び一般管理費等に係る経費でございます。3款事業費の運営費につきましては、斎場の業務運営及び施設維持管理に要する経費でございます。

以上、概要について申し上げましたが、詳細につきましては事務局より説明させます。何とぞよろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わりとさせていただきます。

○議長（蕨 和雄） 続いて、事務局長から議案の補足説明を願います。

○事務局長（藤崎泰宏） 議長。

○議長（蕨 和雄） 藤崎事務局長。

○事務局長（藤崎泰宏） 事務局長の藤崎でございます。では、議案第1号から補足説明をさせていただきます。

まず、お手元の議案第1号及び議案の冊子になっています議案第1号から3号の資料のほうをごらんいただきたいと思います。1ページをごらんいただきたいと思います。第1号ですが、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、1の制定理由でございますが、先ほど管理者のほうからもお話がありましたけれども、平成25年千葉県人事委員会勧告等に準じて、平成25年4月1日に遡及して、若年層一般職職員の給料表の引き上げをしようとするもの、また技能労務職職員の給料の適正化等を図るため、業務職給料表3級を平成27年3月31日をもって廃止しようとするものでございます。

2番目の改正の内容でございますが、千葉県人事委員会勧告の実施と概要でございますが、まず民間給与との格差解消のため、月例給の引き上げで県表に準じまして0.09%のベア改定でございます。次に、月例給の引き上げ対象は、初任給、若年層1から2級に限定というものでございまして、下の欄にありますが、初任給として上級、中級、初給につきましてはごらんのような数字でございます。また、期末勤勉手当につきましては、今回改定はございません。

(2)の給料表の改正につきましては、①の県人事委員会勧告に伴う改正等、これは1条関係でございますが、行政職給料表の1級は1から68号までと2級が1から36号までの一部の引き上げでございます。改正にあわせまして、別表の新旧対照表にもございますが、字句の修正がございます。条例の第3条1項でございます。②の技能労務職職員の給料の適正化等に伴う改正は、2条関係でございますが、佐倉市同様に給料及び人材活用等の適正化を図り、職種変更制度を実施し、平成25年度に完了しております。現在組合には技能労務職職員は該当者はおりません。業務職給料表3級の廃止ということで、今まで3級制でありましたものを2級制に改正しようとするものでございます。

3番目の施行期日ですが、第1条関係につきましては公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用しようとするものでございます。第2条関係につきましては、平成27年4月1日から施行するものでございます。

4番の構成市町、近隣一部事務組合の状況につきましては、平成25年これは12月とありますが、佐倉市さんにつきましては11月議会、酒々井町さんは12月議会ということでございまして、どちらも可決しておりますが、佐倉市さんにつきましてはこの同様の内容でございます。酒々井町さんにつきましては人勤のみの実施というものでございます。平成26年2月議会で今回上程予定としては、清掃組合、衛生施設管理組合は今回の内容と全く同様のものでございます。消防組合、印旛広域につきましては人勤のみ実施ということでございます。平成26年の3月議会で上程といたしましては、四街道市さんが人勤のみを実施予定というものでございます。

続きまして、資料の17ページをお願いいたします。議案の第2号資料でございますが、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、1の制定理由でございますが、平成25年4月から平成27年3月まで適用する一般職職員のうち6級、7級の管理職に対する給料減額の措置が退職手当に影響が及ばないことを明確にするため、所要の事項の整備を図ろうとするものでございます。

改正の内容でございますが、(1)で千葉県市町村総合事務組合との協議による整備でございますが、退職手当制度を所管する千葉県市町村総合事務組合と協議の上、給料額の解釈について疑義が生じないように、条文の文言「給料の額」等を改正し、整備するものでございまして、内容につきましては18ページにございます新旧対照表でございまして、その内容につきましては具体的な改正事項で①から③の内容でございます。

(2)でございますが、条項の整備でございますが、これは第2条第2項関係でございますが、各種手当等の減額措置は特に規定しない限り適用できないため、当該適用しない旨の条項を整理し、削除するものでございます。

(3)でございますが、改正前後における取り扱いということでございますが、改正前と改正後において2%減額の取り扱い等に変更はございません。

3の施行期日でございますが、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用するというものでございまして、先ほどの議案第1号でございましたのですが、同様に他の一部事務組合も同様に今回の2月の定例議会で上程するものでございます。

続きまして、19ページ、次のページですが、議案第3号をお願いいたします。佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、1の制定理由でございますが、さくら斎場の使用料について、組合議会全員協議会の見直し検討の結果を踏まえて、また平成26年4月からの消費税率の引き上げを踏まえて、おのおの所要の改正をしようとするものでございます。

2の改正の内容でございますが、(1)で見直し検討結果と消費税率の引き上げに対応する使用料でございますが、平成26年1月8日組合議会全員協議会における合意結果のとおりでございます。右側の別表の使用料、新旧対照表もありますが、1の火葬場使用料、2の式場使用料、3の待合室使用料につきましては、全員協議会の協議と同じ内容でございますが、改正案でございますが、組合内の大人の料金につきましては7,000円でございますが、16.7%の値上げというものでございます。子供以下につきましては、その率を案分した額でございます。組合外につきましては、大人が10万円ということで、25%のアップとなっております。

2の式場使用料ですが、組合内につきましては9万円のプラス消費税ということで、率といたしましては20%の増というものでございます。組合外につきましては実質の利用はございませんが、組合内の使用料の倍額の18万円に消費税8%を掛けたものでございます。

3の待合室使用料につきましては、組合内が5,000円の消費税、組合外が1万5,000円の消費税というものでございます。

4番目の第3告別室使用料につきましては、こちらは現料金の消費分のみのアップといたしまして5,250円から5,400円にしようとするもので、150円の増となります。組合外につきましては、その倍ということでございますが、こちら実質的には組合外については利用できないというものでございます。

5の霊安室使用料につきましては、組合内のこちらも消費税のみのアップでございますが、以下ごらんのような数字でございます。

また、もとの19ページに戻っていただきまして、3の施行期日でございますが、平成26年の7月1日から施行というものでございまして、こちらにつきましては周知期間をとりまして、施行させていただくというものでございます。4の経過措置等につきましては、広報、ホームページ、業者説明会等を通じ

て周知を徹底してまいります。

それから、(2)の利用者の利便等を考慮し、次のような場合について、式場の利用、待合室の利用、霊安室につきましては経過措置をもちまして、6月から7月の切りかえ時につきましては、月をまたぐ場合については旧料金のまま継続して行おうとするものと、2日以降につきましては新たな料金で対応させていただくというものの経過措置でございます。

続きまして、議案第4号で補正予算でございまして、お手元の予算書をお願いいたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。こちらの、まず第1条でございまして、歳入歳出予算の総額から85万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億9,334万3,000円としようとするものでございます。

第2条、債務負担行為の追加、変更は、第2表、債務負担行為補正でございまして、こちらにつきましては、平成26年度の当初または早期に契約が必要なもので、入札の準備期間が必要なため、それぞれ限度額を設定するものでございます。

4ページをごらんください。追加で補正するものは、上から委託料で12件、賃借料で2件、工事費で1件の合計15件でございます。

予算書の8ページをお願いいたします。歳入でございまして、2款使用料及び手数料につきましては、組合内式場使用料、94万5,000円の減で、当初の見込みより12件の減を見込んでおります。

3款財産収入は、霊柩車売却代金の増額分でございます。

次に、歳出でございまして、10ページをお願いいたします。2款1項総務管理費、1目一般管理費ですが、255万9,000円の減でございます。主なものといたしましては、委託料の財務会計システム及びそれに関連する経費に関する保守委託の入札差金とパソコン購入の入札差金でございます。

次に、12ページをお願いいたします。3款事業費、1項運営費、1目運営費でございまして、435万2,000円の減でございます。主なものといたしましては、需用費では光熱水費で電気料金及びガス料金の値上げに伴う増、委託料は4件の入札差金に伴う減でございます。工事請負費は、同じく火葬炉設備改修工事の入札差金に伴う減、備品購入費も同じく式場椅子購入の入札差金による減でございます。

14ページをお願いいたします。4款諸支出金、1項基金費、1目積立金は、財源調整として605万4,000円を財政調整基金に積み立てをしようとするものでございます。

次の16ページから21ページは、給与費の明細でございまして、22ページ、23ページは、債務負担行為の支出予定額等に関する調書でございます。以上で、説明のほうは省略させていただきます。

続きまして、議案第5号、平成26年度の予算のほうをお願いいたします。1ページでございまして、第1条で歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億9,520万円と定めるものでございます。

予算書の6ページをお願いいたします。事項別明細書でございまして、一番下の欄の合計欄で、平成26年度の予算額は2億9,520万円で、平成25年度と比較いたしまして370万円の増額となっております。この主な要因は、後ほどご説明いたしますが、光熱水費及び工事請負費関係、また消費税に伴うものが主なものでございます。

まず、歳入からご説明させていただきます。8ページをお願いいたします。1款分担金及び負担金につきましては、構成市町からいただいております負担金でございます。2億1,260万5,000円を計上しておりまして、総額におきましては前年度と同額でございます。

内訳につきましては、予算書の一番最後の30ページに市町負担金算出基礎の表がございますので、ごらんください。また、あわせて今日お手元のほうに参考資料といたしまして市町負担金推移表、ま

た平成26年度予算案として平成25年度との対比表をあわせてごらんいただければと思います。

負担金は、管理運営費分のみでございまして、合計欄をごらんいただきたいと思ひます。佐倉市は1億1,493万7,000円で、負担割合は54.06%となっております。前年度と比較いたしまして142万8,000円の減となっております。四街道市は7,567万6,000円で、負担割合は35.6%で、173万8,000円の増額となっております。これは人口割、利用割ともに若干増となったことによるもので、構成比ですと0.82%の増となります。酒々井町は2,199万2,000円、負担割合は10.34%で、31万円の減額となっております。

また済みません、8ページに戻っていただきたいと思ひます。次に、2款使用料及び手数料につきまして7,545万2,000円を計上してございまして、前年度比303万8,000円の増を見込んでございまして。主な要因は、火葬件数の増と消費税3%の増を見込んだものでございまして。なお、先ほどの第3号でございまして使用料の改定部分については、まだ計上はいたしてございしません。

内訳といたしまして、まず火葬場使用料につきまして、組合内と組合外を合わせまして2,278万円で、前年度比161万1,000円の増を見込んでございまして。待合室使用料は226万5,000円で、1,000円の増を見込んでございまして。霊安室使用料は382万5,000円で、45万円の増を見込んでございまして。式場使用料は4,633万2,000円で、97万2,000円の増で、利用率96%、576件の利用を見込んでございまして。施設使用料は売店の使用料12万2,000円で、2,000円の増を見込んでございまして。告別室使用料は、第3告別室の使用料として12万8,000円、24件分を見込んでございまして。

次の2項手数料ですが、分骨証明及び火葬証明の発行手数料2万1,000円を見込んでございまして。

次の3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金は、財政調整基金及び施設整備基金の利子として2万3,000円を見込んでございまして。

4款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金につきましては、財政調整基金から317万6,000円を繰り入れようとするものでございまして。

次の10ページをお願いいたします。5款の繰越金につきましては、前年度と同額の350万円を見込んでございまして。

6款諸収入、1項預金利子につきましては、歳計金の預金利子として8,000円を見込んでございまして。

2項雑入は、売店部分の電気料金代、分骨用の骨つぼ代等で41万5,000円を見込んでございまして。

次に、歳出でございまして、12ページをお願いいたします。1款の議会費でございまして、主なものは、組合議員7名分の報酬等でございまして。

14ページをお願いいたします。2款1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、前年度と比較いたしまして643万7,000円の減で、1億1,932万9,000円を計上してございまして。減の主な要因は、人件費と備品購入費の減でございまして。

内訳につきましては、1節報酬は、情報公開・個人情報保護審査会委員3名分の報酬でございまして。給料、職員手当等及び共済費につきましては、管理者、副管理者の特別職給料及び職員12名分の人件費でございまして、職員の異動に伴いまして592万7,000円の減でございまして。7節の賃金は、2名の臨時職員を見込んでございまして。11節の消耗品は、事務用消耗品が主なものでございまして。14節使用料及び賃借料は、財務会計システム及び給与システムを賃借しようとするものでございまして。18節備品購入費は、コピー機の購入費でございまして。19節負担金補助及び交付金につきましては、職員研修負担金及び職員厚生補助金が主なものです。

次に、16ページをお願いいたします。2項の監査委員費は監査委員2名分の報酬と旅費でございまして。

次に、18ページをお願いいたします。3款事業費、1項運営費、1目運営費でございますが、前年度と比較いたしまして1,033万円増の1億7,434万5,000円を計上しております。この主なものは、電気料金及びガス料金の値上げに伴うものと消費税分及び経年劣化に伴う改修工事によるものでございます。11節需用費は、前年度比480万8,000円増の4,668万円を計上しております。これは、今申し上げましたが、電気料金及びガス料金の値上げに伴うものと消費税分が主な理由でございます。13節委託料は、前年度比63万5,000円増の6,585万8,000円でございます。消費税分が増の主な理由でございます。内訳といたしましては、例年の委託業務に、委託業務の一番下の最後でございますが、屋外污水管の一部がずれていることが判明いたしましたので、全ての污水管を調査委託しようとするもので、20万円を計上しております。15節工事請負費は、前年度比927万7,000円増の6,045万8,000円でございます。火葬炉設備改修工事につきましては、平成24年度、平成25年度に引き続きまして2炉の改修工事を予定しております。そのほかひつぎ用及び火葬の台車の交換及び化粧扉の修繕をしようとするものでございます。エアコン改修工事は、経年劣化に伴い管理室系統、火葬炉裏系統の取りかえ工事でございます。監視カメラ等改修工事は、経年劣化に伴います機器等の交換修繕でございます。エレベーター2号機改修工事は、式場用のエレベーターで作動油の取りかえとオーバーホール修繕をするものでございます。高圧ケーブル等交換工事は、建物外から建物内への引き込み高圧ケーブルで耐用年数が過ぎており、経年劣化により取りかえを行おうとするものでございます。

次に、20ページをお願いいたします。4款諸収入、1項基金費、1目基金費は、基金の利子及び財源調整分を積み立てしようとするものでございます。

次に、22ページをお願いいたします。5款の予備費は、前年度と同額の100万円を計上しております。

24ページから29ページは、給与費の明細を記載してございますので、ごらんのとおりの数字でございます。

以上でございます。

---

#### ◎質疑、討論、採決

○議長（藤 和雄） これより1議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

質疑は、一問一答にてお願いします。

なお、再質問は2回まででございます。

議案第1号について質疑はございませんか。

どうぞ、高橋議員。

○1番（高橋絹子） 1点だけ、第1号議案の第2条のほうは平成27年度からと書いてあるのですが、この理由、説明なかったような気がするのですが、平成26年度ではないものなののでしょうか。

○議長（藤 和雄） 事務局。

○事務局長（藤崎泰宏） こちらにつきましては、特に当組合のほうでは該当はないのですが、佐倉市と同様に同じに合わせたというものでございます。

○1番（高橋絹子） わかりました。

○議長（藤 和雄） ほかに質疑はございますか。

どうぞ、斉藤議員。

○7番（斉藤 博） 佐倉市のこと知らないものですから、技能職を3級から2級にする、その考え方、

目的というか、それをちょっと教えてください。

○議長（藤 和雄） 事務局。

○事務局長（藤崎泰宏） こちらにつきましては、特に国からの方針もあるわけですが、本来技能労務職員につきましては官民格差が非常に大きいということで、給与の適正化が一つのまず第1点だと思います。それに伴いまして、佐倉市さんのほうでは給料及び人材活用等に適正化を図り、職種変更制度を実施し、現在も技能労務職員につきましては人材活用を図っていくということで、一般職への任用がえ等を積極的に実施してまいってきたというところでございまして、そういった一環といたしまして行っているということでございます。

○議長（藤 和雄） 斉藤議員。

○7番（斉藤 博） できれば、施行期日の平成27年という、佐倉市の考え方があるのでしょうか。理由はそういうことなのですか。

○議長（藤 和雄） 事務局。

○事務局長（藤崎泰宏） これは職組からのそういった部分の合意等も含めてあるとは思のですが、大体私の聞いている範囲の中では、平成26年度の中で今の3級の方がおおむね退職されるというようなことで、それをもって廃止をするというように伺っております。

○7番（斉藤 博） わかりました。

○議長（藤 和雄） ほかに質疑はございませんか。

戸田議員。

○6番（戸田由紀子） 済みません、今の技能労務職員の件なのですけれども、これ今までお一人がいらしたということなのですけれども、その方が一般職へ任用がえになったというふうな関係でよろしいのでしょうか。それで、その方は具体的にはどのような職種だったのか。単に技能労務職員という名称なのですけれども、具体的にどのような仕事をされていたのか。

○議長（藤 和雄） 事務局。

○事務局長（藤崎泰宏） 職種としては事務雇という職種でございました。

○6番（戸田由紀子） 事務雇、どんな職種、それについて済みません、ちょっと。

○事務局長（藤崎泰宏） 事務の簡易的な補佐的な職務でございます。

○議長（藤 和雄） 戸田議員。

○6番（戸田由紀子） それで、一般職へ任用がえになったということで、特に支障は出ていないということですね。

○議長（藤 和雄） 事務局。

○事務局長（藤崎泰宏） そちらにつきましては、佐倉市さんのほうにお世話になって研修を受けて、その中で試験を受けさせまして、試験に合格いたしまして任用がえしたということでございまして、事務のほうには全く支障もなく、また良好に勤務していただいているというふうに認識しております。

○6番（戸田由紀子） ありがとうございます。

○議長（藤 和雄） 冨塚議員。

○2番（冨塚忠雄） この制定理由の中に、技能労務職職員の給料適正化等を図るという意味合いがちょっとわかりにくいと思うのですけれども、どういう意味合いですか。

○議長（藤 和雄） 事務局。

○事務局長（藤崎泰宏） 先ほども申しましたけれども、やはり国のほうでは官民格差が広がっているということで、そういった部分での適正化というふうに理解しております。

○議長（蕨 和雄） 富塚議員。

○2番（富塚忠雄） 佐倉市では4人だったか5人だか、該当をしていたものですから、私は通常労働条件が悪くなるというか給与が下がるということなので、反対はしたのですけれども、そういうふうに聞くと、もちろん人事院勧告の話だから民間との差というのを理由をいうのでしょうかけれども、しかしそれはだって民間がいいときに、では公務員がいっぱい上がったとか、そんなことはありはしない話であって、だからそういうふうな労務職の場合は特にここは一番苦勞している年なのです、要するに。ですから、そこは本来ならば手厚く処遇してあげるといのが本来の役割だろうというふうに思っています。ただ、この組合では該当者いないということですから、それはいいのでしょうかけれども、考え方とすれば民間との差を埋めるためにということで労働条件が悪くなるということについては納得いかないというふうに思うのです。ですから、その適正化というのがどうもやっぱり片方のものを引き下げることが適正化につながるというような、この意味合いというのはちょっと違うのではないかと感じするのです。言葉的には適正化という何かうまい言葉のような気がするけれども、そんなわけではなくて、適正化というのはその差があるということですから、その人の給与、生活給が下がるということですから、それが適正化というふうに言うこと自体が僕は問題がありはしないかと思うのですけれども、もう一度お願いします。

○議長（蕨 和雄） 事務局。

○事務局長（藤崎泰宏） これには当組合で勝手に判断したということではございませんので、国及び佐倉市さんに準じて同じような、同様な判断のもとにここに列举させていただいたということで、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（蕨 和雄） 富塚議員。

○2番（富塚忠雄） だめなのだ、そういう言い方では。よそのところがそうだったからというようなものではなくて、ちゃんとあなたのほうが提案するのだから責任を持ってこうだというようなことを、ちゃんと答弁していかないと、よそがそうだからうちもというわけにいかないでしょう、独立しているのだから。その辺の言い回しをちゃんと注意してもらわないといけないと思うのです、これは。へ理屈になってしまうから、もうやめますけれども。

○議長（蕨 和雄） 事務局。

○事務局長（藤崎泰宏） 重々注意させていただきたいと思えます。

○議長（蕨 和雄） ほかに質疑はございませんか。

五十嵐議員。

○3番（五十嵐智美） 確認の面なのですが、もう今いらっしゃらないということは、今後もこういう技能労務職というのはないというふうに、こちらの組合ではそういう方針ということですね。

○議長（蕨 和雄） 事務局。

○事務局長（藤崎泰宏） はい、その予定でございます。

○3番（五十嵐智美） 結構です。

○議長（蕨 和雄） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤 和雄） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤 和雄） ないようでございますので、これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（藤 和雄） 挙手全員でございます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号について質疑はございませんか。

五十嵐議員。

○3番（五十嵐智美） これは文言の整理ということで今回出ていますが、この元の条例と改正した条例について、どういう議論があったのかということを確認したいのですが、お願いします。

○議長（藤 和雄） 事務局。

○事務局長（藤崎泰宏） 18ページに新旧対照表がありますが、先ほども申しましたけれども、退職手当を行っておる千葉縣市町村総合事務組合との協議という中で職員の給料支給額だけを本来減額するもので、その減額は退職手当を含む各種手当の算定には影響しないということを前提として、この給与の部分になりますが、設定したわけですが、その中でこの中で1から3にございますけれども、そういった文言の中で総合事務組合と協議した中で2%の減額の文言のとり方として、解釈の中では本給の2%減額した額ともとられるような表現ともとれるということで、そういった中で総合事務組合と協議して、こういった新のほうの文言、特に給料の額という部分の中で協議されたということでございまして、特には第2条関係の見出しのところにあります、第1条関係では旧の職員に支給する給料の額という文言が給料の支給という表現です。それから、給料の額のところが額というものを給料の支給の特例というような形の言い回しと、あくまでも解釈の相違の部分だというふうに思いますので、ちょっと私としてもわからない部分もございますので、そういった部分でございます。

以上でございます。

○議長（藤 和雄） 五十嵐議員。

○3番（五十嵐智美） そのことではなくて、結局この減額をすることになっているわけです。減額措置というのが、平成25年3月の臨時議会で決まったというふうに聞いているのですが、それは何で給料減額をしなければならなかったのかという、その点についてお聞きしたいのですけれども。

○議長（藤 和雄） 事務局。

○事務局長（藤崎泰宏） その件につきましては、当組合といたしましても去年の3月議会の中で可決させていただいたわけですが、2%を管理職に限って減額をするということでございまして、国、県のほうでは全体の中で4%、2年間で、国、県のほうでもその前で、今年度末まで2年間の期限で減額しておりましたので、その一環と……復興対策の中で国、県の。

○3番（五十嵐智美） それですか。

○事務局長（藤崎泰宏） その一環という意味合い……ちょっと済みません、暫時休憩のほうをお願いいたします。

○議長（藤 和雄） 暫時休憩いたします。

(午後3時56分)

---

○議長（蕨 和雄） 再開いたします。

(午後3時57分)

---

○議長（蕨 和雄） 事務局。

○事務局長（藤崎泰宏） 佐倉市さんのほうとしては、確かな詳細な部分については伺ってはいないのですけれども、財政措置の一環の中で行ったというふうを考えております。それで、それに伴いまして当組合も、当組合だけでなく、周辺一部事務組合も佐倉市さんに準じて同様の措置を行ったということでございます。

○議長（蕨 和雄） 五十嵐議員。

○3番（五十嵐智美） 佐倉市が給与の減額をしたから管理職の給与減額と、そういう措置をしたという前提等になりますか。先ほども冨塚議員からも出ました。佐倉市がやったから、こういう措置をするというのもどうなのかというのがありますし、あと2年間で管理職の給料減額措置で給料体系自体を是正しようという、そういうことを目指しているというようなことも書いてありました。その辺も本当はどうなのかという、そのもとの給与の改正自体の問題点も、今回改めてその退職手当にこれが影響するので改正するというような2号議案の提案の理由でしたけれども、本当にその辺についてしっかりと長期で考えられて本当に提案されたのかというのがちょっと疑問がありますが、その辺についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（蕨 和雄） 事務局。

○事務局長（藤崎泰宏） 当組合といたしましては、独自に全てのものを制定している、冨塚議員さんおっしゃられたように、独立している機関だということでございますが、構成市町から負担金をいただいて運営している部分が主たる財源でございますので、そういった中で給与体系につきましては佐倉市さんに準じて実施しているということでやっておりますので、多分一部事務組合も同様にそういった部分で引き上げするときには同様に引き上げいたしますし、引き下げするときも同様な形で引き下げということで、上げるときだけ一緒にすると、下げるときはやらないと、そういうようなことではできませんので、同様の扱いをしているということで、それがいいか、悪いかということは別といたしまして、同様に実施しているというものでございます。

○議長（蕨 和雄） ほかに質疑はございませんか。

齊藤議員。

○7番（齊藤 博） やはり佐倉市の例ということなので、ちょっと私はその知識そのものがないのですけれども、今の話ですと、これは佐倉市とこの組合だけの問題ではないのではないかと、退職手当の支払いという、ほとんどの市町村入っていますから、今言った解釈の問題は他の事例では生じていないのですか。もしおわかりの部分があったら教えてください。

○議長（蕨 和雄） 事務局。

○事務局長（藤崎泰宏） 済みません、他の事例というのは。

○7番（齊藤 博） このように減額をした市町村と、それから退職手当を支払う、そちらの解釈の違いです。

○議長（藤 和雄） 事務局。

○事務局長（藤崎泰宏） 今回の事案につきましては、佐倉市さんの独自の減額の条例でございますので、佐倉市さんとこれに準じて実施いたしました一部事務組合だけの該当するものでございます。

○議長（藤 和雄） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤 和雄） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

五十嵐議員。

○3番（五十嵐智美） 今回の提案ですが、3月議会で決定された条例改正に基づいたものということで、私どもは一般職職員の給与改定、これが2年間の限定措置ということですね。給与のゆがみを是正するためというような目的になっていますが、本当にこれが可能なのかという点も含めまして、今回の提案については反対いたします。やはり佐倉市に倣うしかないという、そういう体質についても本当にどうかという点についても、しっかりと考えていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（藤 和雄） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤 和雄） 討論なしと認めます。

それでは、議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（藤 和雄） 挙手多数でございます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号について質疑はございませんか。

高橋議員。

○1番（高橋絹子） 4月1日からの8%になりますけれども、この施行は7月からですが、3%分はどうするのですか。

○議長（藤 和雄） 事務局。

○事務局長（藤崎泰宏） 施行日につきましては、ただいま言いました7月で、消費税、国の部分につきましては4月からというふうな話ではございますが、その間につきましてはあくまでも内税対応ということで、これに伴って消費税を国に納めているという状況ではございません。消費税自体は納めてはおりませんので、その中で対応させていただければというふうに考えております。

○議長（藤 和雄） 高橋議員。

○1番（高橋絹子） このままということですね。現行のまま4月から3カ月はいくということですね。

○議長（藤 和雄） 事務局。

○事務局長（藤崎泰宏） はい、そのとおりでございます。

○議長（藤 和雄） 五十嵐議員。

○3番（五十嵐智美） 値上げについての周知方法、それについてどういうふうな方法を考えていらっしゃるのか。

○議長（藤 和雄） 事務局。

○事務局長（藤崎泰宏） 先ほど4番の経過措置の中でご説明いたしましたが、構成市町の広報、できれば4月1日号に載せていただきたいというふうに今協議はしているのですけれども、4月1日ですとなかなか構成市町のほうでもいろいろ内容があるものですから、遅くとも5月には載せていただけるようになるかと考えております。そのほかに組合のホームページ、それから5月に毎年業者説明会を実施しておりますので、その中でも周知を図ってまいりまして、また広報に、できれば7月1日号にも載せていただければというふうに考えております。

以上です。

○2番（富塚忠雄） 今の関連で。

○議長（藤 和雄） ほかにございませんか。

富塚議員。

○2番（富塚忠雄） どのような理由をつけるのかということだと思っております。ここの資料の中に制定理由というところで、これは我々の視点だろうという認識の中でこうふうに書いているのだろうと思っておりますけれども、一般市民に対してはきちんと県からのお金がどうにかかると、だから大変だけれども、値上げを認めてくれと、そういうふうに書かないとだめなのです。だから、4月1日で、5月の広報に載せてもらうというけれども、その内容はどうするかということなのです。ただ、議会で決まったからというのでは、我々とすれば不満なのです。要するに、これからもかかる費用がこうなっているから、これをだから構成の市町、自治体だけに負担というわけにいかないし、他市も使って利用する方に負担求めると、多分そうになると思うのだけれども、僕はその辺が一番感じたところなのです。だから、我々もそれはやむを得ないと思うのは、負担であって、そういうふうに感じるときは、俺はまだ上げなくたっていいと言いたくなるのだけれども、ただどういうふうに、どうい内容で広報とかホームページに入るとかということについて、若干考え方があればお聞きしたいと思っております。

○議長（藤 和雄） 事務局。

○事務局長（藤崎泰宏） 構成市町の広報につきましては、恐らくスペースに限りがありますので、それほど細かい内容まで入れさせていただくのはちょっと無理かとは思いますが、組合のホームページの中ではそういった過去の今までの議員さん方と協議してきた内容も含めた中で出させていただいて、また今構成市町の広報につきましては、内容を精査させていただいて、構成市町とスペースどのくらい割いていただけるのか等を含めて、これから協議させていただければというふうに考えております。

○議長（藤 和雄） 富塚議員。

○2番（富塚忠雄） 多少お金かかるでしょうけれども、本当は構成市の広報紙の中に1枚折り込みを入れていただいてやっていただくという方法だって僕はあると思うのです。枚数が大変だと思います、これは。思いますけれども、別なら別に印刷で頼まなくてもいいわけだから、自分たちで印刷して、それを広報紙の中にはめ込んでもらうという方法か何かのとれないかどうか、細かくそこはということだと報告ということで値上げせざるを得ないというような状況をつくっていただかないと困るのです。僕らも入ってきたらすぐにやめるのだということではなくて、何だという話になってしまって、議員になったのは失敗したかというふうに思うような感じの話もあるのだけれども、別にそういうのを目指すわけではないけれども、しかしいずれにしろそれは慎重に、こういうことがあって慎重に審査してきた結果というように、ちゃんと出さないとだめなのです、それは。簡単に僕らだって値上げを決めたわけで

はないから、だから結局利用する方にきちんとそれは理解してもらう必要があるのだ。だから、各自治体の広報紙の中ではそのことをちゃんと認めてもらうというか、理解してもらうだけのスペースとれなければ、やっぱりそのことを考えるしかないでしょう、知恵を出し合って。そう思うのだけれども、それはどうですか。

○議長（藤 和雄） 事務局。

○事務局長（藤崎泰宏） そういった問題、ただいまの別に広報紙の中に入れてもらうといった部分を含めた中で、今後の中で管理者とも相談しながら検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（藤 和雄） 富塚議員。

○2番（富塚忠雄） あと、ここに構成市のそれぞれの長さんがいますから、結局我々がいえば自治体の負担がそれによって若干ふえるわけですから、その分は頑張ってもらって広報紙の中を少し広くスペースもらうと、それで出してもらうと、そういうことだって可能だと思うのです。だから、税金で賄う部分と受益者負担で賄う部分ということですから、今回の場合は僕は構成市の税金で賄う部分が若干減るということになれば、それなりに各構成市の中でそこは頑張ってもらってスペースを多くとってもらって、理解求めていくという一つの方法があると思うのだけれども、その辺はどういうふうに働きかけるのですか。

○議長（藤 和雄） 事務局。

○事務局長（藤崎泰宏） ただいまのご質問につきましては、構成市と協議しながら進めさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（藤 和雄） ほかに質疑はございませんか。

齊藤議員。

○7番（齊藤 博） 要望になってしまうかもしれませんが、今富塚議員が言われたのと同じようなこと考えていまして、結果的に内部資料でこういう資料が出るのはまあまあしょうがないといえしょうがないのですけれども、要するに我々議員は酒々井町の議会にこれを報告するのです。いろんな立場の方がいらっしゃるし、それは我々の審議経過の問題ではなくて、この組合の中の老朽化とか、そういう話の中でやむを得ず、こういう形の中で市町村の負担を仰ぎながら、なおかつ使用料を上げたのだと、上げさせてもらったのだということを説明をしてくれなければ、我々その代表として出てきている議員の立場としても、それは明確にしたい。それはホームページも広報もそのつもりでやっていただきたい。それだけ要望しておきます。

○議長（藤 和雄） 事務局、その他については問題ないと思いますので、しっかりと各市町と連携とってお願いたします。

事務局。

○事務局長（藤崎泰宏） その方向で進めさせていただければと思います。

○議長（藤 和雄） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤 和雄） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤 和雄） 討論なしと認めます。

それでは、議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（**蕨 和雄**） 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号について質疑はございませんか。

五十嵐議員。

○3番（**五十嵐智美**） 14ページですか、財調に積み立てるということで605万4,000円という金額になっていますが、これを積み立てた後の財調というのの金額は幾らになるのでしょうか。

○議長（**蕨 和雄**） 事務局。

○事務局長（**藤崎泰宏**） お手元の諸般の報告の資料にございますが、一番最後から平成25年12月末現在で一般財政調整基金の残が2,781万5,361円でございます、それに加えた額が今後の……

○3番（**五十嵐智美**） それに加えるのですか。

○事務局長（**藤崎泰宏**） そうです。よろしいでしょうか。

○議長（**蕨 和雄**） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**蕨 和雄**） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**蕨 和雄**） 討論なしと認めます。

それでは、議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（**蕨 和雄**） 挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号について質疑はございませんか。

斉藤議員。

○7番（**斉藤 博**） 先ほど第3号議案に関連する使用料関係ですが、3カ月、要するに独自でそれは値上げしませんね。今までの議論の中で必要経費として1,000万円アップ、これを決めてきたわけですが、今回のこの予算にはどういう形で反映しているのか、あるいはその影響額、全部書き出してあれば教えてください。

○議長（**蕨 和雄**） 事務局。

○事務局長（**藤崎泰宏**） 今回の使用料につきましては、7月からの3%分の増の部分は今回の平成26年度当初予算には計上してございますが、値上げの部分につきましては今回まだその時点では可決するかどうかという部分が不確定なものでございましたので、見てございません。そういった中で、今回の値上げに伴って平成26年度におきましては、大体1,000万円ぐらいの収入増がこれにプラスして見込まれるというものでございます。

○議長（**蕨 和雄**） 斉藤議員。

○7番(齊藤 博) 織り込まれていない、そういうことは計算時でいくと、今言ったような1,000万が財源としてふえる可能性も持ち得ると。

○議長(藤 和雄) 事務局。

○事務局長(藤崎泰宏) おおむね1,000万円ほどの増を見込ませていただいております、年度の途中の中で補正予算を編成させていただいて、また協議していただければというふうに考えております。

○議長(藤 和雄) ほかにございませんか。

五十嵐議員。

○3番(五十嵐智美) それに関連してなのですが、年度途中の値上げ容認ということで補正になるということですが、その値上げ分についての増額分、これについてはどういう取り扱いになるのですか。また財調にというような形になるのですか。

○議長(藤 和雄) 事務局。

○事務局長(藤崎泰宏) 実を申しますと、今回工事の中で担当の部分から若干もう少し要望があったのですが、予算の都合上、計上していない部分もありますし、またあと委託料の部分の中でも、そういった部分で若干計上してない部分もありますので、平成26年度の中でそういったものを再度精査しながら検討させていただければというふうに考えておりますので、財調に入れるということよりも工事費または委託料の中で再度再編成をさせていただければというふうに、現時点では考えております。

○議長(藤 和雄) 五十嵐議員。

○3番(五十嵐智美) その工事費と委託費というのは、もうここには今回の予算には入っていないということですが、どれぐらいになるかという予測がついているのですか。

それと、あとちょっとまとめていいですか。その点と、今回プラス3%の消費税が7月からありますけれども、その影響額です。使用料とかではなく、いわゆる予算の中で3%増で影響があるというふうに先ほどおっしゃっていましたが、それはどれぐらいになるのか、それについて伺います。

○議長(藤 和雄) 事務局。

○事務局長(藤崎泰宏) 金額のほうにつきましては、まだこれから精査させていただくというものでございます。それから、金額の中では歳出といたしまして3%ふえることによって具体的な数字はございませんが、大体500万から600万円ぐらいの歳出、消費税に伴う増になるというふうに見込まれております。

○3番(五十嵐智美) いいですか。

○議長(藤 和雄) 五十嵐議員。

○3番(五十嵐智美) 先ほどの工事費とか委託費の問題で、ちょっとわからないという、ただこの予算を審議するということに私たち今やっているわけですが、その中でそういう数字が出てくると自体がちょっと疑問なのです。やはり予算としてこれからどれぐらいのものがかかるかというのは、大枠でここに出ているわけですが、それ以外にそれ以上の1,000万という余剰金が出るのがわかっていながら、工事費とか委託費にこれからプラスがありますというだけでは、ちょっと余りにもアバウトな話ではないかと思えます。

それと、あとちょっと話別のことなのですが、電気、ガスの値上げということで、今回それが増額になるということですが、その影響額も知りたいということと、あと節電とかいわゆる電力関係について何か対策を今年度から後、とっているのかどうか、そういう点についてもお聞きします。

○議長（藤 和雄） 事務局。

○事務局長（藤崎泰宏） 工事関係につきましては、実はまた全協の中で今後の5カ年計画、そういったものもお話しさせていただこうとは思っているのですが、今回のこれから出ている来年度の平成26年度の中で工事を予定しているものの中で、先ほどご説明いたしましたけれども、事務室系統と炉裏系統の部分についてエアコンの改修工事を計上させていただいてあるわけですが、あと今待合棟の部分のエアコンの部分のやはり改修工事を実際のところまだ平成26年度中に行えるものなのか、もう少し先送りするかという部分を今検討しているという部分で、そういったまだ検討中ということでお話をさせていただいたということで、金額についてもまだはっきりした数字は、今検討しているという中で、1,000万円を全部かけるということではなしに、検討させていただくということでございまして、あとガスと電気の値上げの部分につきましては、済みません、ちょっと手元に詳細な……消費税部分だけですと、はっきりした数字ではないのですけれども、五、六十万ほどだとは思うのですけれども、済みません、手元にちょっと資料がないものですから。

それから、節電の部分につきましては、先ほど節電は当然の部分ですが、平成26年度の中ではパッケージエアコンを、そういったエコタイプに変更するものによって若干の電気料の節約になるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤 和雄） ほかに質疑はございませんか。

戸田議員。

○6番（戸田由紀子） 済みません、今の消費税のアップの分なのですけれども、先ほど18ページの説明の中で光熱水費について、それから委託料についても消費税分のアップというふうなご説明あったかと思うのですが、これらについては金額のいわゆる算定根拠なのですが、昨年度の実績の数字に単純に3%アップ分を掛けて、その分が増額になっているというふうな受けとめていいのか、この数字です。それで、それが委託料と、それから工事費のほうについては消費税分については、これは何かこの数字の中で含まれている数字なのか、それとも消費税については全然ここは考えていないものなのか、ちょっと確認させてください。

○議長（藤 和雄） 事務局。

○事務局長（藤崎泰宏） 本来委託料、そういったほかのものも工事関係含めて、本体の部分の金額が出ますので、それに消費税を掛けて、今までは5%だったものを8%に掛けているというものでございます。

○議長（藤 和雄） 戸田議員。

○6番（戸田由紀子） そうしますと、消費税の影響がどのぐらいなのかというところをちょっと知りたいわけなのですが、本当に大ざっぱなところで、いわゆるこの組合として消費税がアップした分、どのぐらいの支出がふえるのか、どのぐらいの予想を立てていらっしゃるのか、ちょっとお願いします。

○議長（藤 和雄） 事務局。

○事務局長（藤崎泰宏） 先ほどもちょっと解説させていただきましたが、大体アバウトで申しわけないのですけれども、500万から600万ぐらいだと思います。

○議長（藤 和雄） 戸田議員。

○6番（戸田由紀子） そうしますと、その分はこれから歳入のほうがそれどういうふうなことで賄うの

かというところがあるのですが、それについては今回の予算の中でどこからと言ったら変なのですけども、全体の中で調整されているかと思うのですが、どのような考えのもとで今回歳入の分を考えられたのか、お聞かせください。

○議長（藤 和雄） 事務局。

○事務局長（藤崎泰宏） 今まで過去の部分も含めて、消費税全体の部分はいただいた消費税の中だけでは賄えていないものですから、それも含めて全体の中で使用料と構成市町の負担金の中を含めた中で計算させていただいていると、総額の中で含めて計算させていただけるということでございます。

○6番（戸田由紀子） そうしますと……

○議長（藤 和雄） 戸田議員、本当は2回ですけども、特別に許可します。

○6番（戸田由紀子） 済みません、では今回のこの分は構成市町のほうの負担分に入っているというふうにとってよろしいのですか。

○議長（藤 和雄） 事務局。

○事務局長（藤崎泰宏） 歳入で7月から3%の値上げの部分若干含まれておりまして、そのあれで補えない部分については構成市町からの負担金ということでございます。

○6番（戸田由紀子） わかりました。

○議長（藤 和雄） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤 和雄） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤 和雄） 討論なしと認めます。

それでは、議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（藤 和雄） 挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発議案の上程、質疑

○議長（藤 和雄） 次に、日程第5、発議案第1号を上程いたします。

提案者であります戸田議員より提案理由の説明を求めます。

戸田議員。

○6番（戸田由紀子） それでは、発議案の提案をさせていただきます戸田でございます。提案理由を申し上げます。

発議案第1号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会会議規則の左横書き化等に関する規則制定についてでございます。葬祭組合条例につきましては、平成25年12月1日から左横書き化となりました。そこで、本組合議会の関係規則につきましても事務取り扱いの整合を図り、事務の効率化を進めるため、既存の議会会議規則を左横書きに改め、あわせて用語、用字及び送り仮名等を整理することとし、新たに規則を制定しようとするものです。

よろしくご審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由といたします。

○議長（蕨 和雄） それでは、発議案第1号について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蕨 和雄） ないようでございますので、質疑を終わります。

---

◎討 論

○議長（蕨 和雄） 続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蕨 和雄） 討論なしと認めます。

---

◎採 決

○議長（蕨 和雄） それでは、発議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（蕨 和雄） 挙手全員であります。

よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎閉会の宣告

○議長（蕨 和雄） 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これにて平成26年2月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を閉会いたします。

午後4時30分 閉会

以上のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長      蕨                      和              雄

議 員      五 十 嵐              智              美

議 員      戸      田              由 紀 子